

仕 様 書 ②

1 期 間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 実施場所

熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地
付図「回収場所配置図」

3 概 要

高遊原分屯地から排出される資源（シュレツダー屑、ダンボール、新聞・雑誌類）の回収

4 年間排出予定数量

区 分	予定数量
シュレツダー屑	12,660kg
ダンボール	4,640kg
新聞・雑誌類	1,230kg
運搬台数（令和6年度実績）	39台（2t車の場合）

※1 シュレツダー屑は、裁断幅に関係なく回収すること。

※2 シュレツダー屑の中身において、紙以外のシュレツダー屑（フィルム、ホッチキス等）が混入している場合がある。

5 一般事項

- (1) シュレツダー屑の回収日は原則的に第2、第4水曜日とし、ダンボール、新聞・雑誌類は第3金曜日とする。また、回収日が祝祭日の場合は前日とする。なお、長期休暇期間前後等資源量によっては回収日の調整を行うことがある。
- (2) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しの無いように十分な注意を払うものとする。また、リサイクルが不可能なほどに濡れ等汚損している紙資源については、回収不可能の旨貼紙等表示をすること。
※量が多く一度に積み込みが出来ない場合は、再度積み込みに来るものとし、積み残しが無いよう確実に回収を完了すること。
- (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (4) 分屯地内の走行には十分に注意し事故のないよう努めること。
- (5) 回収作業は、請負者の責任のもと実施するものとし、万一事故等が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 請負者は、分屯地への年間の入門に関し所要の手続きを行うこと。
- (7) 回収後は、速やかに計量証明書、その他監督官が求める書類を提出すること。
- (8) 不明な事項は官側と調整の上、実施するものとする。

回 収 場 所 配 置 図

